

「生活保護制度に関する公開質問状」に対する回答書

○思う・×思わない・△その他 ※黄色で網掛けした政党は、私たちとほぼ同じ意見であり、評価できます。

	私たちの意見	れいわ新選組	自由民主党	社会民主党	日本共産党	公明党	国民民主党	立憲民主党
1 貧困率の改善 我が国の相対的貧困率は2021年の時点で15.4%となっていますが、貧困率が2030年までに半減されるよう、改善に取り組むべきだと思いますか。	○ SDGsの17の目標のうち1番目が「貧困をなくそう」で、そのターゲットの1つとして「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」とされています。当会としても、この目標を達成すべきだと考えます。	○ 2021年の日本の相対的貧困率は15.4%で、経済協力開発機構(OECD)の貧困率の最新値で見ると、米国(15.1%)、韓国(15.3%)に抜かれ先進国最悪となっています。国内的には前回調査より若干改善はされていますが、他国の改善率には及んでいません。貧困率の半減に向け、自助や共助に頼るのではなく、国の施策(公助)を手厚くすべきです。	△ 我が国の相対的貧困率については、近年低下が続いていますが、こうした動きを維持するため、本年は物価高騰に対応し ・住民税非課税世帯への給付金の支給 ・低所得者の子育て世帯への「子ども加算」を行ったほか、 ・最低賃金の全国的な引上げ ・同一労働同一賃金など働き方改革に加え、就職氷河期世代を含む全ての方が働くことや社会参加することを促進できるよう、個々人の状況に応じた支援といった取組を進めています。	○ 2014年に発表されたOECD調査によると、日本の相対的貧困率は先進国35カ国中7番目に高く、G7国では米国に次いでワースト2位です。この間、低所得者層・貧困層が拡大してきたのは、非正規労働者増加など雇用制度の劣化、脆弱な社会保障制度、福祉制度の削減、不公平な税制など、政府の誤った政策が原因です。すべての人が安心、安定して暮らせるために、貧困・格差を是正することこそ政治の責任であり、貧困率の改善は急務です。	○ 相対的貧困率以外にも2021年の子どもの相対的貧困率は11.5%で、2018年の前回調査から2.5ポイント改善しましたが、それでも子どもの9人に1人が貧困状態にあり、特にひとり親世帯は44.5%という高い割合を示しています。自公政権が長年とってきた弱肉強食と自己責任の押し付けの新自由主義の政治のもとで、国民が痛めつけられてきたことが、貧困率にもあらわれています。SDGsはすべての国に適用され、「人類の貧困の恐怖及び欠乏の専制から解き放ち…」と前文で述べている通り、17ある目標の1番目の課題が「貧困をなくすこと」です。日本でも、政治の転換と一体に、貧困をなくすための具体的なとりくみをすすめていきます。	△ 格差や貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することが重要と考えます。最低賃金を毎年継続的に引き上げることや同一労働同一賃金の徹底、生活困窮者自立支援制度の充実などに引き続き取り組んでまいります。	○ 持続可能な世界を残すために、国際社会が2030年を目標として取り組む国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」を推進します。	○ 相対的貧困率等の毎年の数値目標を設定するとともに、生活困難度等について多面的に「見える化」を図るべきです。また、わが国のひとり親家庭の貧困率はOECD加盟国の中で最悪の水準にあることから、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給月額を1人当たり1万円増額するとともに、支給期間を20歳未満に延長し(現行制度では18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)、ひとり親家庭の子どもの大学や専門学校等への進学を後押しすべきです。さらに、剥夺指標(社会の中で生活に必要と判断される、衣食住といった物品やサービス、社会的活動などの項目を選定し、その充足度を指標化したもの)など子どもを取り巻く困窮度が分かる実態調査を行うべきです。SDGsの国内外での達成に向けて、政策立案や政策評価に当たってはSDGsの17の目標と169のターゲットを活用し、あらゆる政策にSDGsの視点を反映させるべきです。
2-1 生活保護の捕捉率向上 日本の生活保護の捕捉率(本来なら生活保護を受けることができる人のうち、実際に生活保護利用に至っている人の割合)は2〜3割に留まり、利用できない状態の方が多くいると考えられています。生活保護の「捕捉率」を上げるべきだと思いますか。	○ 生活保護の捕捉率が低いということ、セーフティネットに穴が開いているということを意味します。その原因となっている生活保護制度へのスティグマを払拭するために名称を変更し(「生活保障法」)、捕捉率の調査や制度の周知・啓発を国・自治体に義務づけるなどすべきです。	○ 国も実施機関も生活保護の濫給や不正受給には厳しく対応するのに、漏給の問題は全く重視していません。捕捉率が低いということは、本来、生活保護を利用すべき世帯が利用できていないということで、憲法に保障された「健康で文化的で最低限の生活」を下回っていることとなります。当然捕捉率は上げるべきです。と同時に、国は1970年代以降捕捉率の調査・公表をやめてしまい、2010年4月によく公表しました。その数字は資産を考慮した数値で32.1%でしたが、それ以降公表していません。漏給を防ぎ国民の生存権保障と生活水準の向上を図るためにも、国は研究者などと捕捉率の算出方法を研究協議し、補足率の調査・公表を義務化するべきです。捕捉率の低さの背景には、生活保護利用を「恥」と言い切る政治家の発言や、「不正受給」キャンペーン、生活保護利用をためらわせる窓口の対応があります。このような生活保護に対するスティグマを払拭するため、他の社会保障制度同様、わかりやすい周知・広報をすることが必要です。	△ いわゆる生活保護の捕捉率については、保護申請がなされなければ、保有する資産や親族からの扶養の可否等についての調査、働いて収入を得る能力の把握等が困難であるため、正確に把握することは困難であると承知していますが、生活保護が必要な方にためらわず申請いただけるように制度の普及啓発を行っていくことや、生活困窮者自立支援制度との連携により困窮者を早期発見することが重要と考えています。	○ 生活保護は憲法25条の生存権が保障する権利です。捕捉率の低さは、権利がありながら、それを行ってできない状況に置かれている人びとが7〜8割もいるということです。最後のセーフティネットである生活保護制度がその機能を果たしていないことは非常に問題です。捕捉率を上げる必要があります。	○ 日本の生活保護の捕捉率は何十年と2〜3割の水準でありにも低く、多くの生活に困窮する人に手が届かない状況に置かれています。国として捕捉率を向上させる年次目標を設定し、競争勝つ保護法にも違反している行為や無法な指導をやめさせ、必要な人がきちんと保護を受けられるようにすべきです。生活保障法を「生活保障」法に改め、権利性を明確にし、生存権保障にふさわしい制度に改革をすすめます。	△ 生活保護を必要とする方がためらうことなく申請できるように環境を整備することが重要と考えます。また、支援が必要な人を早期に見出し、必要な支援につなげていくため、地方自治体における支援会議を設置を推進するとともに、税等の滞納をSOSと捉え、税務部局等から生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を行い、家計改善支援事業と税務部局との連携で生活再建を優先する取り組みを推進します。	○ 貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。生活保護受給資格の要件をわかり易く提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないように対応すべきです。また、生活保護の申請は国民の権利であることを明確化する観点から、生活保護法のあり方を見直すべきです。	○ 貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。生活保護受給資格の要件をわかり易く提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないように対応すべきです。また、生活保護の申請は国民の権利であることを明確化する観点から、生活保護法のあり方を見直すべきです。

「生活保護制度に関する公開質問状」に対する回答書

○思う・×思わない・△その他 ※黄色で網掛けした政党は、私たちとほぼ同じ意見であり、評価できます。

	私たちの意見	れいわ新選組	自由民主党	社会民主党	日本共産党	公明党	国民民主党	立憲民主党
<p>2-2 水際作戦の根絶</p> <p>生活困窮者が生活保護の申請を行った場合に、窓口で違法な申請拒絶(いわゆる「水際作戦」)を受けることがあります。このような「水際作戦」を根絶するための施策を講じるべきだと思いますか。</p>	○ 行政機関の教示、助言義務や、申請書式を福祉事務所に備え置くことなどを生活保護法に規定し、生活保護申請の違法な拒絶を行わせないようにすべきです。	○ 自治体の水際作戦を禁止し、他の社会保障制度のように、生活保護申請の手引きを窓口置き、誰でも申請できるような環境をつくる必要があります。申請権の侵害や申請権を侵害していると疑われるような行為をしてはならないこと、申請意思の確認をすることは、要保護者の発見・把握に努めることは、「厚生労働省事務次官通知第9」「厚生労働省社会・援護局長通知第9」に示されており、この通知は、「改正」生活保護法施行後も変更はないと通知されています。 しかしながら、申請の意思表示をしているのに、書類の不備などの理由を付けて申請を受け付けない違法な言動は後を絶ちません。また、面接相談では、申請を受け付けていないのに、保護の要否に関してプライバシーにかかわることを聞き、相談者に申請をためらわせる結果になっています。こうした相談時点で門前払いをする事例が多いことが、生活保護に対するスティグマや捕捉率の低さにつながっていると考えます。 そのため、通知の内容を法文化すべきと考えます。	○ いわゆる生活保護の捕捉率については、保護申請がなされなければ、保有する資産や親族からの扶養の可否等についての調査、働いて収入を得る能力の把握等が困難であるため、正確に把握することは困難であると承知していますが、生活保護が必要な方にためらわず申請いただけるように制度の普及啓発を行っていくことや、生活困窮者自立支援制度との連携により困窮者を早期発見することが重要と考えています。	○ 「水際作戦」は生存権の侵害です。申請書式を福祉事務所に備え置くこと、自治体は申請を回避してはならないことなど、国が通達などで指導をすべきであると考えます。	○ 「生活保護は国民の権利です」というポスターが掲示されている役所が増えましたが、いまだに「水際作戦」は根絶されていません。生活保護法に、行政が申請者から事情をよくきき、申請する権利を尊重する規定を入れることは、重要です。	○ 生活保護の申請は国民の権利であり、窓口による違法な申請拒絶は絶対にあってはなりません。こうした対応を行わせないよう、自治体に周知徹底を行う必要があると考えます。	○ 貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。生活保護受給資格の要件をわかり易く提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず、給付を受けない事態が放置されないよう方策を検討すべきです。	○ 生活保護が適正に運用され実施されるよう、福祉事務所の実施体制について抜本的な見直しを行うとともに、総合相談体制、行政処分のチェック機能、人材育成、権利擁護を強化すべきです。また、「水際作戦」が制度的に不可能になるような方策を検討すべきです。
<p>3-1 ケースワーカーの増員と専門性確保</p> <p>生活保護制度の運用の問題の背景には、現場で働くケースワーカーの人員の不足や専門性の不足が要因の1つとされています。福祉事務所に配置されるケースワーカーの人員を増員し、福祉専門職の採用を促すような施策を講じるべきだと思いますか。</p>	○ 福祉事務所への人員の配置について規定する社会福祉法を改正し、①ケースワーカー1人あたりの担当数を「法定数」とし、その数を郡部40、都市部60とする、②ケースワーカーの資格を社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者を中心とし、社会福祉の専門知識を得るための研修を義務とする、ことが必要です。	○ 90年代以降の長引く不況や非正規化が進行したことで、雇用保険・医療保険、年金などの社会保障施策から漏れる人が増大し、それにさらにコロナ禍が追い打ちをかけました。コロナ対策として様々な貸し付けや給付金が用意されましたが弥縫策に過ぎず、最後のセーフティネットとしての生活保護の役割はますます増大しています。 ケースワーカー1人当たりの担当世帯数数が大幅に増え、単なる経済的困窮だけでなく様々な複雑な背景をもった利用者が増え、業務量は質量ともに格段と増加しています。 ケースワーカーの担当する標準世帯数を見直し、法定化するとともに、他法他施策に精通し、生活保護の権利性をきちんと理解した専門職公務員として配置することが極めて重要と考えます。	△ 生活保護制度は、最低生活の保障を行うとともに、生活保護受給者の自立の助長を行うことを目的としており、これを担うケースワーカーについて、生活保護の受給世帯に応じて適切な配置がなされることが重要です。 このため、社会福祉法で定める被保護世帯の標準数に応じたケースワーカーの人数の配置に必要な交付税措置が行われており、引き続き適切に配置されるよう、対応していく必要があると考えています。	○ 生活保護制度の実効性を高めるためにはケースワーカーの人員増強、専門性の確保などが不可欠です。社会福祉法を見直し、ケースワーカーが担当する件数の基準設定、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者を中心に資質を確保することなどを検討し、改正していくべきだと考えます。	○ 国の責任でケースワーカーを大幅に増員し、過重な担当件数を減らすなどの仕事「改革」は切実です。社会福祉法を改正し、ケースワーカー1人あたりの担当数を規定し、専門職の資格を有する職員の割合を増やせるよう、力をつくします。	△ 交付税措置の増額や専門知識を得るための研修を充実させるなど、福祉事務所における生活保護の実施体制を強化することが重要だと考えます。	○ 真に支援が必要な人に、生活保護認定を行えるよう、体制の整備を検討します。	○ 福祉事務所は慢性的な人手不足で、ケースワーカー1人あたりの担当数が目安で守られていないところも多いため、福祉事務所の実施体制について抜本的な見直しを行うべきです。ケースワーカーの増員を図るとともに、人材育成を強化し、必要な研修を行って資格取得を支援すること等を行うべきです。

「生活保護制度に関する公開質問状」に対する回答書

○思う・×思わない・△その他 ※黄色で網掛けした政党は、私たちとほぼ同じ意見であり、評価できます。

	私たちの意見	れいわ新選組	自由民主党	社会民主党	日本共産党	公明党	国民民主党	立憲民主党	
4	<p>特異な物価高をふまえて生活保護基準を引き上げる</p> <p>生活保護基準については、ここ10年間で2013年、2015年、2018年と3回にわたる引下げが行われました。2013年からの引下げに対する集団訴訟(いのちのとりで裁判)では、これまでに言い渡された32の判決のうち原告側が18勝14敗と勝ち越しており、2023年11月30日の名古屋高裁判決は、国家賠償責任まで認めました。それに関わらず、国は、最貧困層(所得下位10%)の生活水準との比較(2022年検証)を理由に都市部の高齢世帯を中心に更に生活扶助基準を引き下げの方針を示しています。物価高をふまえて保護基準を大幅に引き上げている諸外国と同様、生活保護基準を引き上げるべきだと思いますか。</p>	<p>○</p> <p>生活保護を利用しているのに「生活苦」で自殺した方が、2022年は86人、2023年は118人と増えています(厚生労働省「自殺の統計」)。</p> <p>物価高を踏まえて生活保護基準を大幅に引き上げている諸外国と同様引き上げるべきです。</p> <p>【ドイツ】2022年・449ユーロ(7.3万円)→2023年・502万ユーロ(8.1万円) [12%アップ]→2024年・563ユーロ(9.1万円) [12%アップ]</p> <p>【スウェーデン】2022年・3210クローナ(4.6万円)→2023年・3490クローナ(5万円) [9%アップ]→2024年・3800クローナ(5.4万円) [9%アップ]</p> <p>※電気代、交通費等は別途実費支給</p> <p>【韓国】2022年・58.3万ウォン(6.4万円)→2023年・62.3万ウォン(6.8万円) [7%アップ]→2024年・71.3万ウォン(8.2万円) [14%アップ]。さらに、2026年までに段階的に引上げる予定。</p> <p><参考> 「2025年度的生活保護基準改定にあたって大幅な引上げと夏季加算創設等を求める意見書」 http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/</p>	<p>○</p> <p>安倍政権で実施された根拠のない生活扶助基準の引き下げを白紙に戻し、「健康で文化的な最低限度の生活」にふさわしい保護基準を新しく定めるべきです。特に、2022年のロシアによるウクライナ侵攻以来、エネルギー、穀物価格の上昇とこの間の急激な物価高に対しては、貴会の示された意見のように、諸外国同様大幅に保護基準を引き上げるべきと考えます。</p> <p>保護基準は厚生労働大臣が決めることとされていますが、その決定プロセスが開示されていません。高齢加算・母子加算が十分な議論もなく段階的に削減・廃止され、母子加算は民主党政権で復活しましたが、また引き下げが行われています。生活保護基準は、就学援助、住民税非課税限度額、最低賃金の基準にも連動し、国民生活安定の基礎であり、通常の事業予算以上にその決定プロセスに透明性が求められます。決定プロセスには利用者の意見を反映させる仕組みを新設すべきと考えます。</p>	<p>△</p> <p>これまでの生活扶助基準の見直しは、厚生労働省において、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかどうかを定期的に検証した上で、最低限度の生活を保障する観点から適正な水準となるように行っているものと承知しています。また、今後も、生活扶助基準については、社会経済情勢等を踏まえ必要な対応を行うものと承知しています。</p>	<p>○</p> <p>生活保護基準は、物価上昇や生活実態を反映させながら、憲法に規定された生存権の保障にふさわしい水準に引き上げるべきです。</p>	<p>○</p> <p>生活保護基準額の連続引き下げは、あり得ない水準での暮らしをしてきました。そのうえ、最貧困層を理由にさらに基準額を引き下げる方針など、生活保護受給者に命をたてと言っているような仕打ちです。「いのちのとりで裁判」の判決を受け止めて、国は反省し、諸外国のように物価高を反映した基準額の引き上げに踏み出すべきです。</p>	<p>△</p> <p>公明党は2022年末に検討された生活保護基準の見直しに当たって、物価高などの経済情勢の変化を十分踏まえて、当面は基準額の減額を見送るよう政府に求めました。そうした後押しもあり、令和5・6年度に生活扶助基準の臨時的・特例的な対応が実施されることになったと承知しています。</p> <p>令和7年度以降の生活扶助基準についても、特に物価高騰の状況を勘案し、社会経済情勢等の動向を踏まえ必要な対応を求めています。</p>	<p>○</p> <p>貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。物価高などを踏まえ、制度の見直しについて検討する必要があると考えます。</p>	<p>○</p> <p>「いのちのとりで裁判」や物価高の中での生活保護世帯の生活実態などを踏まえ、水準均衡方式を見直すとともに、健康で文化的な最低限度の生活を保障できる生活保護基準を検討し、必要な措置を講じるべきです。見直しまでの間、要保護者に不利な内容の保護基準を定めないようにすべきです。</p>
4-2	<p>夏季加算の創設</p> <p>生活保護制度では冬場の暖房費などに充てるための冬季加算が支給されています。しかし、夏にはそのような加算が無いことから、電気代を心配してエアコンを節約し、生命の危険に瀕するケースが後を絶ちません。近年の猛暑に対応するために、冷房費などに充てるための夏季加算の創設が必要だと思いますか。</p>	<p>○</p> <p>地球温暖化の影響などにより、暖房よりも冷房の有無が生命にかかわる事態が熱中症の増加などにより懸念されています。今年35度超えの猛暑日日数が各地で記録を更新するなど、ひととき厳しい暑さが続きました。生存権保障として、必要な冷房費に充てる夏季加算は不可欠です。</p>	<p>△</p> <p>光熱費の経常的な生活需要が生活扶助本体に含まれていることを踏まえると、夏季加算の創設については慎重な検討が必要と考えています。</p>	<p>○</p> <p>近年の猛暑は、気象予報士が「命にかかわる危険な暑さです」と呼びかけるほどです。自宅における熱中症死亡者の数は増加しています。エアコンがなかったり、あっても電気代を節約して利用していない場合が多く、冷房費などに充てる夏季加算の創設が必要です。</p>	<p>○</p> <p>物価高が生活にのしかかり、電気代を気にしてエアコンを十分に使えない人がいます。地球「沸騰化」とさ いわれるほどの高温が続くなかで は、健康はもちろん、命さえ奪われかねません。健康で文化的な生活を保障するため、ぜひ夏季加算を実現させるべきです。</p>	<p>△</p> <p>温暖化が進み、夏の暑さは厳しさを増しています。</p> <p>こうした中で、冬季加算が支給されている一方で、夏にはそのような加算がないことから「夏季加算」の創設を求める声があるのは承知しています。</p> <p>夏季にどの程度電気代が増えていくかなどを丁寧に検証し、夏季加算の必要性について検討すべきと考えます。</p>	<p>○</p> <p>貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。気候変動や社会的な環境を踏まえ、制度の見直しについて検討する必要があると考えます。</p>	<p>○</p> <p>今年7月の気象庁発表の日本の月平均気温は、統計を開始した1898年以降で最高値を記録する暑さとなりました。今年も各地で40度を超える危険な酷暑が観測されました。熱中症の危険度は一層高まっており、夏季加算の創設の是非について検討すべきです。</p>	
5	<p>一歩手前の困窮層への支援(一部扶助の単給化)</p> <p>最低生活費を1円でも超えると一切の給付が受けられなくなる一方、医療費等の自己負担が生じて帰って生活が苦しくなる逆転現象を改善するため、一部の扶助(住宅、教育、医療、生業)については、一歩手前の困窮層(例えば最低生活費の1.3倍未満)に単給できる(バラで受けられる)ようにすべきだと思いますか。</p>	<p>○</p> <p>今の生活保護は、完全に生活が困窮・沈没してからしか使えない(所持金の保有は最低生活費の半額以下しか認められない)問題があり、何もかも失ってからでは、立ち直りに時間がかかってしまいます。また、生活保護を利用していない場合、突然の入院や子どもの進学、引っ越し等で生活が立ち行かなくなることもあります。</p> <p>そのためれいわ新選組は、基本政策の中に、「住宅維持費・敷金、出産扶助、入学準備金、移送費、家具什器費などの一時扶助については、最低生活費より少し上の収入でも、必要な扶助を必要な期間受けられるよう制度を見直す」を掲げています。</p> <p>また、医療費単給を実施する場合、かかった入院・医療費を医療扶助でまかなうだけでは、療養環境をよくするための日常生活費の部分がプラスされませんので、貴会の提案どおり、最低生活費より少し上(1.3倍未満)の収入で受けられるようにすることが重要と考えます。</p>	<p>×</p> <p>生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない部分について保護費を支給するという制度と承知しています。</p>	<p>○</p> <p>住宅が確保できれば何とかなる、医療面の不安を優先的に解決し、など、生活保護受給に至る前に、加算部分だけでも支給されれば暮らしが成り立つ人びとがたくさんいます。早い段階の支援は予防であり、生活困窮からの脱出を早めると考えます。従来の硬直した制度ではなく、単給を可能にし、セーフティネットを何層も張る柔軟な制度に改善すべきです。</p>	<p>○</p> <p>最低生活費のラインを1円でも超えると一切の給付が受けられない厳しい状況を変えるため、最低生活費に幅をもたせて、扶助が単給でも支給されるように早急に検討・具体化するべきです。特に住宅の確保(家賃補助)ができればなんとか生活ができて、そうだという人も多いことから、実態に即した制度に見直します。</p>	<p>△</p> <p>生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的として、住居費や医療費等も含めて最低生活費を算出し、収入等と比較した上で差額分を各扶助として支給する制度と認識しております。</p> <p>生活保護制度が最後のセーフティネットとして機能し、入りやすく出やすい制度となるよう、関係機関による計画的な支援、就労準備支援事業等の実施や生活困窮者自立支援制度との一体的な実施を推進していきます。</p>	<p>△</p> <p>就労インセンティブを損なわないようにするために、生活保護の収入認定や生活保護の各扶助を単独で支給することは是非等について検討します。</p>	<p>○</p> <p>生活困窮者への支援を強化するとともに、就労インセンティブを損なわないようにするために、生活保護の収入認定や生活保護の各扶助を単独で支給することは是非等について検討すべきです。</p>	

「生活保護制度に関する公開質問状」に対する回答書

○思う・×思わない・△その他 ※黄色で網掛けした政党は、私たちとほぼ同じ意見であり、評価できます。

	私たちの意見	れいわ新選組	自由民主党	社会民主党	日本共産党	公明党	国民民主党	立憲民主党
6-1 扶養照会の原則廃止（申請者の同意を要件に） 生活に困窮した方が生活保護制度の申請をするにあたって、扶養義務者に扶養照会（援助ができるかどうかの質問）がなされることになっていますが、扶養照会については、申請者の同意がある場合にのみ行うことができるという運用改正をすべきだと思いますか。	○ 生活保護を申請した方が持っているのは扶養請求権であり、扶養を求めるかどうかは申請者の意思で決まるものです。扶養照会についても申請者の同意がある場合に限って行うことができるように、厚労省の通知を改正すべきです。	○ 扶養照会は申請者の意思に基づいて行うべきですし、扶養照会に回答することが法的義務であることがごとき運用は改善すべきです。一方で、通知を改正するだけでは、現行の生活保護法第4条（扶養義務の優先）は残ります。この場合、家族関係にトラウマを抱えている人にとって、相談場面で扶養照会の同意について尋ねられるだけでストレスを感じ、相談に行けなくなることが懸念されます。根本的に、明治以来の家族制度に基づく扶養義務自体を見直す必要があると考えます。そのため、れいわ新選組では、生活保護法第4条を改正し、18歳未満の子に対する扶養義務のみ残すことを検討しています。	× 扶養照会を行うに当たり要保護者の同意を条件とすることについては、 ・扶養の意思がある扶養義務者がいても、照会しなければその意思等を把握できないこと ・照会すれば扶養が行われ、要保護者の自立の助長の機会となりうるにもかかわらず、照会しないことで、その機会を奪う可能性があることから、不適切であると考えています。 ただし、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等において、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から検討を行うことについては、徹底すべきと考えます。	○ 生活に困窮しているにもかかわらず、生活保護の申請をためらう大きな理由は親族への扶養照会です。困窮や障害などの問題を「本人のせい」「身内で面倒を見る」と個人や親族に責任を負わせる考え方は転換すべきです。社会的な支援を整え、自立生活を可能にすべきです。扶養照会は申請者の同意がある場合に限定し、厚労省は自治体にそのことを徹底すべきだと考えます。	○ 過去の共産党の国会議員の質問でも、「扶養照会は義務ではない」との答弁が厚労大臣からなされています。本来、申請者が「扶養請求権」を持っていて、扶養を求めるかどうかは申請者の意思で決まるものです。本人の意思を無視して親族に扶養照会の書類を送ることは適切ではなく、申請者の同意がある場合にのみ照会をおこなえるよう、厚労省の通知を改正すべきです。	△ 扶養照会があることで、生活保護の申請をためらうことがあってはなりません。扶養照会を不安に感じている人に対しては置かれている状況を丁寧に確認するなど、申請者に寄り添いながら対応することが重要だと考えます。	○ 真に支援が必要な人に、生活保護認定を行えるよう、体制の整備が重要であり、また望まない孤独・孤立に苦しむ方々に対しては相談ダイヤル「よりそいホットライン」の大幅拡充や、ソーシャルワーカーによる対面相談、社会とのつながりを持てるようにするための居場所づくりなど、個々の課題解決のためのサポート体制を強化します。一方で、不正受給を防止し、医療扶助に関する電子レセプト点検の強化や後発医薬品使用の促進など適正化を進めます。不正受給への罰則を強化します。	○ 生活保護を受けるべき人が受けることができないということがないようにするために、親族による扶養は生活保護の要件ではないことを運用面で周知徹底すべきです。
6-2 自動車保有要件の緩和 現在、自動車については、原則として生活保護利用中の保有を認めない運用とされているため、地方や母子世帯が生活保護を利用する障壁となっています。自動車保有を理由に保護が打ち切られたケースについて、2024年2月22日、同年9月26日には津地裁で国家賠償を認める判決が相次いで言い渡されています。処分価値の乏しい自動車については生活用品としての保有を認めるなど、保有要件を緩和すべきだと思いますか。	○	○ 都市部はともかく地方では自動車がないければ買い物にも行けず、自立のための職探しにも支障が出ます。自動車の保有を認めない運用を改正し、駐車場や車検などの維持費用についても一定額までは扶助すべきと考えます。	△ 障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合には、一定の条件のもとに自動車の保有が容認されていると承知していますが、生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていないと考えます。	○ 今や自動車は富裕層の贅沢品ではなく、生活していくための移動手段として必要です。過疎化に加え人手不足などを理由として、地方だけでなく都市部でも公共交通が衰退しており、自動車は必需品です。生活用品として保有を認めるべきです。	○ 公共交通機関がそもそも廃止されたり、路線バスは人手不足で本数が減らすなどの状況の中、一部の大都市を除いて、車がなければ生活が不便な地域だらけになっています。車の保有が認められても、通院などに限定されており、条件の緩和をおこなうべきです。もはや処分の価値の乏しい車はぜひいたく品とは言えず、生活の実態から車の保有を認めるべきです。	△ 生活保護利用中は原則として自動車の保有が認められておりませんが、障がいをお持ちの方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する人が通院・通所・通学のために自動車が必要となる場合、通勤用の自動車を持ちながら求職している場合など、自動車の保有が認められる場合もあります。自動車を保有しているという理由で、生活保護の申請を諦めることのないよう、周知徹底も重要と考えます。	○ 自動車は生活必需品であり、役所への各種申請、通院、ハローワークに行く際欠かせません。生活困窮者への自立に繋げていくためにも制度の運用に関して不断の見直しが必要と考えます。	○ 地方では自家用車が生活に欠かせないものとなっている実態などを踏まえ、生活必需品である自家用車の保有を認めることを運用面で周知徹底すべきです。
6-3 生活保護世帯の子どもの大学等への進学保障 現在の生活保護を利用しながら大学等に就学すること（世帯内就学）は認められないため、生活保護世帯の大学等への進学率は一般世帯の約半分にとどまっています。世帯内就学と就学等に必要となる費用の収入認定除外を認めるなどして、生活に困窮する世帯の子どもの進学保障をすべきだと思いますか。	○	○ 生活保護を利用しながら大学等に就学すること（世帯内就学）が認められない運用が、貧困家庭の子どもが大学進学できない要因の一つになっています。現在、4年制大学への進学率は56.6%短大は3.7%、高専4年次は1.0%、専門学校は22.5%で、高等教育機関全体で進学率は8割を超えています。生活保護の運用では、一般に普及率が7割を超える資産については所有が認められています。このことから、8割を超える高等教育機関への進学は、生活保護を利用しながら認められてしかるべきと考えます。教育は未来への投資であり、その受益者は社会全体です。れいわ新選組は「大学まで学費無償化」を重要政策の一つとして掲げていますが、まずは世帯分離をすることなく高等教育機関への就学を認め、高等教育機関への就学にかかる必要経費の収入認定除外をすべきと考えます。	△ 生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学する際は一時金が支給されます。また、生活保護費を受給しながら、大学等に就学することについては、 ①一般世帯で高等学校卒業後に大学等に進学せずに就職する方等や、 ②アルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う方とのバランスを考慮する必要があること等から、慎重に検討すべきと考えます。	○ 子どもが等しく教育を受ける権利を優先し、進学を保障すべきです。進学時に世帯分離とする扱いは止め、世帯内就学と就学等に必要となる費用の収入認定除外を認めるべきです。	○ 貧困の連鎖から抜け出すために、大学などの進学を保障し、世帯分離はやめて世帯内就学を認めるべきです。また、就学等に必要となる費用の収入認定除外をおこない、学ぶ権利を保障すべきです。	△ 生活保護世帯の子どもが大学等への進学を希望する場合、その希望を実現するための支援に取り組むことが重要であり、公明党は積極的に推進してきました。進学準備給付金を支給するとともに、世帯分離をして大学等に通う場合に住宅扶助を減額しない措置を設けました。また、入学金および授業料の減免のほか、給付型奨学金による生活費の支給も広がっています。引き続き、生活保護世帯の子どもの大学等への進学への支援に取り組んでまいりたいと思います。	○ 貧困による子どもの不登校、引きこもり、ひとり親家庭の生活困窮の状況、フリーターなどを含む非正規労働者の生活実態などについて、縦断調査を含め詳細な調査と分析を進めます。	○ 生活保護世帯の子どもの大学や専門学校への進学への妨げとなっている世帯分離の運用を改善し、生活保護を受けながら大学・専門学校等へ通うことができるようにすることで、貧困の連鎖を断ち切るべきです。